

【公開用】令和2年度 第7回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 令和3年2月5日（金）午後1時30分から4時00分まで

2 開催場所 亶理町役場 2階大会議室

3 出席者

(1) 亶理町入札監視委員会委員

出席者 佐藤 英世 委員長（大学院教授）  
真田 昌行 委員（弁護士）  
高橋雄一郎 委員（公認会計士）  
阿部 純子 委員（税理士）

欠席 奥村 誠 委員（大学院教授）

(2) 説明員

教育総務課長、同主事、農林水産課長、同技師、企画課長、同主事  
上下水道課長、施設班長、都市建設課長、建築宅地班長

(3) 事務局

財政課長、管財班長、同主事2名

4 開催内容

(1) 開会の挨拶（亶理町入札監視委員会委員長）

(2) 報告 入札及び契約状況等について（財政課長）

(3) 審査（令和2年度上半期入札案件の中から抽出）

- ①令和元年度 亶理町小中学校 GIGA スクール校内ネットワーク構築業務（繰越）【教育総務課】
- ②令和元年度 稲わら積込運搬業務委託(その3)(繰越)【農林水産課】
- ③令和2年度 亶理町デマンド交通システム賃貸借業務【企画課】
- ④令和2年度 生活基盤施設耐震化等交付金町道新丁一本松線外配水管布設工事【上下水道課】
- ⑤令和2年度 旧庁舎・保健センター解体整地工事【都市建設課】

(4) 次回抽出担当委員の確認

(5) その他

(6) 閉会（次回開催：令和3年7月頃、対象範囲：令和元年度下半期及び令和2年度下半期）

## 5 是正の勧告

内容： 本来、第7回入札監視委員会は「令和元年度下半期」の入札結果を審議対象として令和2年7月に開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会を中止した。その後、翌年の令和3年2月に委員会を開催したが、「令和2年度上半期」の入札結果のみを審議対象としたことから、「令和元年度下半期」については委員会の監視対象外となった。委員会は条例2条で工事等のうち無作為に抽出したのものに関し審議を行うことが所掌事務であり、審議対象に空白が生じてはならない。

また、「亘理町入札監視委員会条例」では原則として、年2回開催することとなっているが令和2年度においては、新型コロナウイルス感染の影響のためとはいえ、1回の開催であった。条例の趣旨目的に則して、条例及び入札監視委員会の存在する意義を再確認し、適正な運用にあたっていただきたく、是正の勧告を行う。

## 6 主な指摘事項

- (1) 予定価格と入札価格の乖離がみられるため、留意した上で入札・契約の公正な執行を行うこと。
- (2) 随意契約と競争入札を適正に選択すること。
- (3) 低入札における救済制度の導入の検討を検討すること。
- (4) 辞退理由の集計のみならず、入札事務への反映をすること。

## 以下、議事録

---

事務局 本日配付させていただきました資料について説明します。  
[資料1] 次第2「入札及び契約状況等」の報告で使用する資料です。  
[資料2] 次第3「抽出事案等説明書」は審査で使用する資料です。  
[資料3] 今回の審査対象、「令和2年度上半期の入札分」の審議案件抽出用の資料です。

各抽出案件の説明員として各課の担当者が出席しております。

それでは、亘理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めにより、会議成立の要件である委員の過半数が出席しているため会議の成立を確認いたしましたので、第7回亘理町入札監視委員会を開会いたします。

### (1. 開会の挨拶)

事務局 開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

～ 委員長より挨拶 ～

委員会 今年の冬はちょっと雪が多く寒い日が続くわけですがけれども、それ以前にコロナ禍で日常の生活がこれまでに経験していないような状況になっています。そのような中でお忙しいところ委員の皆様にお集りいただきましてありがとうございます。職員の方については、コロナ禍での対策等でとてもお忙しい時間を過ごしていらっしゃるのではないかと思います。どうぞお体に気を付けて町民のためにより良い政策を行っていただきたいと考えております。

今日はちょうど一年ぶりにこの会が開かれるという事ですので、ちょっと初心に帰る意味で、この入札監視委員会あるいはこの会議、その意義についてお話をさせていただきたいと思っております。もちろん、この事については皆さんよくご存じの事だとは思いますが、2015年に亘理町の東日本大震災の復旧工事をめぐって入札に関して不正行為が行われ、それに係わった職員の方、建設業者の役員の方々が、入札談合防止法及び刑法の公契約関係入札妨害という罪に問われ、有罪判決を受けたわけです。

これは全国的にもニュースになりましたし、それをうけて2017年に入札監視委員会条例

ができて、この委員会が設置されたわけです。その目的ですけれども、もう一度確認する必要があるかな、と今日は考えながらこちらに参りました。条例の第 1 条に設置目的が書かれてあります。それによりますと、入札それから契約過程あるいは契約内容について、不当な圧力それから不正行為を排除するという、そして入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図るために設置されたということが書かれています。

まさにこの設置目的に従って、今後ともこの委員会の職責を果たしていきたいと考えておりますので、委員の皆さんそれから職員の皆さんどうぞよろしく願いいたします。

(2. 報告 入札及び契約状況等について)

事務局 続きまして次第 2 の報告に移ります。入札及び契約に係る状況等について財政課長より報告いたします。

～ 財政課長から入札の契約状況等について報告 ～

事務局 入札及び契約状況等について報告いたします。

資料 1 入札制度の改革の取組状況及び入札執行状況報告となります。はじめに入札制度改革の概要になりますが、これまでも委員会の都度、説明してきております通り、本町における公共工事の発注をめぐる事件を契機に平成 28 年度にただいま委員長よりお話しありましたが、亘理町入札制度改革実施計画書を作成し、この入札監視委員会を含む入札制度改革に取り組んできたところです。

続いて、2 番目の入札制度改革の実施状況になりますが、(1) 平成 28 年の取組状況、取組以降各種の制度改革に取り組んできたところです。こちらにつきましてもこれまでも委員会開催の都度ご報告してきたところでありますことから、(1) から (3) までの報告につきましては割愛させていただきますが、直近の状況といたしましては (4) の令和元年度の取組みといたしまして、はじめに入札辞退理由の変更になりますが、これまでその他としてきた辞退理由を明記していただくように変更したものです。

そして次に発注時期の調整、設定仕方の検討になりますけれども、完成時期、工事内容の確認により、同種の工事が重ならないように発注時期や設定の仕方を検討したところです。

次に工事日数の確保やダンピング防止、さらには建設業の育成、健全経営の維持等の観点から建設工事における最低制限価格の改定に取り組んできたところであります。今年度になりますが、昨年 2 月に開催した前回の入札監視委員会における指摘事項といたしまして 2 点ございました。まず 1 点目が予定価格と落札金額に大きな乖離が生じない様に努力をすること。2 点目といたしまして公正な競争の促進という観点から特定の業者にすべて委託する形ではなく、競争性を確保できるような入札・契約方法を検討するという内容でございました。その点につきましては、まず 1 点目の予定価格と落札金額に大きな乖離が生じてると指摘がありました案件が、「評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定評価業務」でありましたが、前回の予定価格の積算の際に 3 者からの参考見積により積算していたところですが、担当課と検討した結果、今後におきましては参考見積業者の数を増やすことで市場価格を把握することにより適正な予定価格の積算に努めていくとしたところであります。

続いて、2 点目の競争性の確保のため入札のあり方、契約の仕方を検討するという内容の指摘でございますが、指摘案件の「令和元年度社総交橋梁定期点検業務委託」。こちらの宮城県建設センターに随意契約だったものでありますけれども、こちらは亘理町の橋梁の点検を行うものであり、5 年間で町におけるすべての橋梁の点検を実施するものであります。こちらの業務については 1 サイクルが 5 年ということで、その期間、その他の業者に点検を依頼することは同じ状況の橋梁で異なる判定結果になる恐れがあるということで、現在のサイクルが終了後、履行可能な業者の状況を確認した上で、改めて検討し

競争入札の実施が見込めるのであれば競争入札へ移行したいとしているところでありま  
す。以上がこれまでの入札制度改革の取組み状況となります。

それでは資料の 2 ページをご覧ください。3 の入札の執行状況になります。平成 30 年  
度からの入札執行状況ということで、工事、委託といった区分ごとの件数及び落札率の  
表となっております。今年度分につきましては 12 月末現在ということになっております。  
ご覧のとおり、傾向といたしましては復興事業の進捗に伴い、平成 30 年度の入札件数は  
合計で 251 件でしたが、令和元年度においては 219 件、そして令和 2 年度にお  
いてはまだ年度の途中ではございますが 187 件ということで減少傾向となっております。  
また落札率につきましては、今年度と令和元年度を加算平均で比較いたしますと委託  
につきましては、あまり変わりはありませんが、一方、物品につきましては減少となっ  
てございます。また工事につきましては令和元年度に最低制限価格の見直しを行ったこ  
とから若干増加した形となっております。

続いて 3 ページをご覧ください。令和元年度及び令和 2 年度の落札率の一覧表にな  
ります。先程、ご説明いたしました落札率を工事、委託、物品と、更に一般競争入札、指  
名競争入札、随意契約ということで、更にはこちらの中で町内と町外業者ということで  
細分化して落札率を算出した表になりますが、内容については、後ほどご覧いただけれ  
ばと思います。

続きまして令和 2 年度の上半期における入札辞退業者の辞退理由をまとめた表にな  
ります。工事、委託、物品・役務の区分ごとになっております。辞退理由につきましては複  
数回答可となっておりますが、工事につきましては 95 件の辞退理由がありまして、傾向  
といたしましては「当該事業に対応する技術者又は作業員の確保が困難なため」という  
辞退理由が 51 件ということで半数を超えている状況でございます。続きまして委託につ  
いての報告になります。こちらにつきましては、辞退件数は 7 件のみということになりま  
すが、辞退理由といたしましては「自社での履行が困難なため」、そして「見積期間が短  
く正確な積算が困難なため」という理由が 2 件ずつとなっている状況です。

最後に物品役務、辞退理由が 108 件と一番多くなっております。辞退の理由といたし  
ましては 2 番目の「自社での履行が困難なため」という理由が 32 件という結果になって  
おります。傾向といたしましては町外業者による辞退が多くなっている状況でございま  
す。こちらの表につきましても後程詳しくご覧いただければと思います。以上で入札及  
び契約状況についての報告を終わります。

事務局 　　ただいまの報告に関しまして何か質問はございませんか。

委員会 　　辞退理由の数ですが、辞退数が少ないのは何件か書いてくれなかったということす  
か。

事務局 　　辞退届を提出したものを集計しており、例えば、辞退届を提出しないでそのまま失格  
扱いになった業者についても辞退数には集計しており、右側の分類には集計していない  
形になっており、その点について差が出ている形になっております。

事務局 　　他に何かございますでしょうか。

委員会 　　「見積期間が短くて正確な積算が困難」という辞退理由で委託は相対的に多いが、見積  
期間はどのくらいの期間を設定していますか。業者が見積できないくらい短い期間な  
のでしょうか。改善の余地があるのでしょうか。

事務局 　　指名通知を送付した日から、入札前日までを見積期間ととらえておりまして、木曜日  
に指名通知を送らせていただいて、翌週の木曜日までが閲覧期間として 5 日間、例外的

に工事については建設業法にある見積期間 500 万円までは 5 日、1,000 万円～5,000 万円までは 10 日で、見積期間を設定している状況です。

委員会 短いと感じるときは猶予を与えることはできるのですか。

事務局 担当課から依頼があったものについては、期間を更に一週間延ばし、対策は取っているところです。

委員会 なるべくそういう理由で辞退は避けられれば避けたほうがいいですね。

事務局 他に何かございますでしょうか。

委員会 入札制度改革の実施状況について、口頭での説明がありましたが、この内容については入札監視委員会にとって非常に重要な事項であるため、次回以降は文書で記載をお願いいたします。

事務局 分かりました。それでは次第 3 の審査、次第 4 の次回抽出者の確認につきましては委員長に進行をお願いしたいと思います。それでは委員長お願いいたします。

### (3. 審査)

委員会 それでは審議に入らせていただきたいと思います。今回の抽出理由について抽出担当委員から説明をお願いします。

委員会 今回の案件抽出に関しましては、入札の部分については一般競争入札から 2 件、指名競争入札から 2 件、随意契約から 1 件の 5 件を抽出しております。案件を担当されている担当課について、担当課が重複しない形でそれぞれ案件を抽出しております。落札率の高さ低さ、辞退率の多さ、申込み率の多さ少なさ、あと比較的金額の大きい案件ということを勘案して今回の 5 件を抽出しております。よろしくをお願いします。

委員会 それでは 1 件目の「令和元年度 亘理町小中学校 GIGA スクール校内ネットワーク構築業務（繰越）」について審議させていただきたいと思います。

事務局 1 件目の抽出事案について説明させていただきます。件名が「令和元年度 亘理町小中学校 GIGA スクール校内ネットワーク構築業務（繰越）」です。概要につきましては各校拠点ルータ設置一式、各校コアスイッチ設置一式、各校フロアスイッチ設置一式、各校アクセスポイント設置一式、各校電源キャビネット設置一式、各校無線 LAN 敷設工事一式です。入札参加資格につきましては亘理町入札参加資格者名簿に登載されているもので、物品役務の提供の参加資格認定を受けていることです。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のある業者を選定しております。入札参加業者数につきましては 16 者、入札者数につきましては 4 者、辞退者数につきましては 12 者となっています。予定価格が税込み 209,990,000 円、契約金額税込み 67,540,000 円、落札率は 32.16%です。説明は以上となります。

---

① 令和元年度 亘理町小中学校 GIGA スクール校内ネットワーク構築業務（繰越）  
入札方式：指名競争入札（予定価格 非公表）

種 別 : 業務委託  
入 札 通 知 : 令和2年6月25日  
入 札 開 札 : 令和2年7月10日  
入 札 参 加 業 者 数 : 16 者 (うち辞退業者 12 者)  
予 定 価 格 ( 税 込 ) : 209,990,000 円  
契 約 金 額 ( 税 込 ) : 67,540,000 円 (落札率 : 32.16%)

---

---

委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。

委員会 落札率が低くなっているわけですが、予定価格はどうやって決めたんでしょうか。それと辞退者数が12者と、4分の3辞退しているわけですが、理由を教えてください。

説明員 予定価格につきましては5者より見積を徴収しまして、そちらを参考にいたしながら、それと文部科学省で出しておりますこちらの事業の標準仕様書を基に設定をしております。続いて入札参加辞退が多かった理由についてですが、記載理由として多かったものは「技術者作業員の確保が困難なもの」という理由と、「手持ち業務により新規事業受注困難なため」という理由が多くありました。その理由といたしましては、こちらは全国一斉の事業になり、県内各町村でも同一時期に工事を発注しているためと思われる。

委員会 見積を5者から取ったというのは、この入札参加者の中から5者選んででしょうか。

説明員 参考見積を徴収した業者がこの中では4者入っております。

委員会 参考見積の金額と入札の金額が乖離してたということですか。

説明員 全国一斉の事業になるため比較的大規模な業者であること、まとめて資材を発注してそれにより価格が下がったという理由や、競争が働いたという理由が挙げられるかと思いません。

委員会 文科省の基準に基づいて額を決めたという事ですが、これだけ開きがあるのは、適正に積算されたのかという疑問が生じなかったか。基準に従ったということですが、3分の1というのは基準があってもその適用の仕方によっては額が大きくなったり少なくなったりすることもあると思います。形式的に当てはめれば、このような事が起こると推測され、そういう疑問が生じてるわけですが、このような乖離をどのように考えたらいいかという事については担当者の視点からはどうですか。

文科省の示してる基準はおそらく法的拘束力はないと思います。参考として出してるだけであって、実際にこの見積りを5者に頼んでどのぐらいになるかというのを予想し、もうちょっと下げたのではないか。

説明員 下げれる部分はあります。

委員会 すごい低入札になっているので、そのような問題が生じない様にするためには、あらかじめ5者に見積りをとったっていう行為自体はすごく良かったと思います。ただ取ったんだけど、実際には基準に従って設定したためにこういう乖離が生じたので、その点については残念かなと思います。

委員会 入札した4者の見積りは入札してきた金額に近かったのですか。

説明員 開きはあります。

委員会 今回の入札ほどの開きではないですか。

説明員 高めの金額で参考見積りをいただいておりますので、ここから実際に応札してきた金額は下がっております。

委員会 せめて高めの見積りを出した業者を参考にすれば、少なくともこんな幅はでなかったと思います。今後の工夫に活かしていただければと思います。その他ございませんか。

委員会 見積価格と標準仕様の金額に開きがあるときは一定のルールを基に決めるのか。

説明員 一定のルールというものはないですが、文科省のものを優先した。

説明員 工事のように最低制限価格はないのかということですか。

事務局 最低制限価格につきましては建設工事のみ設定している状況で、委託や物品役務の提供については設定してない状況です。

委員会 その点もシステム上問題があると思います。国の基準があるとそれに従ってやっておけば間違いのないと思うのが通常だと思いますが、このような事が頻繁に起こるとなると、ちょっと考え方を改めてそういう見積りとかをあらかじめ調査しておいて、それとの関係でどう金額を設定するのかっていう考え方をしていかないとまずいのかもしれませんね。その他いかがでしょうか。よろしいですか、二つ目の案件に入っていきたいと思います。

② 令和元年度 稲わら積込運搬業務委託(その3)(繰越)

入札方式：指名競争入札(予定価格 非公表)

種別：業務委託

入札通知：令和2年4月30日

入札開札：令和2年5月15日

入札参加業者数：11者(うち辞退業者1者)

予定価格(税込)：70,953,300円

契約金額(税込)：30,569,000円(落札率：43.08%)

事務局 それでは2件目の抽出事案の説明をさせていただきます。件名につきましては「令和元年度稲わら積込み運搬業務委託その3(繰越)」です。概要といたしましては、積込み運搬業務委託、処分先、栃木県佐野市、住友大阪セメント栃木工場となっております。運搬距離につきましては往復530キロ、集積積込V=1000トン、ロール597トン、バラ403トン、運搬深型ダンプN=225台です。入札参加資格につきましては亘理町入札参加資格者名簿に記載されているもので、物品役務の提供の参加資格認定を受けている者です。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のあるものを選定します。入札参加業者数につきましては11者、入札者数につきましては10者、辞退者数につきましては1者となっております。予定価格につきましては税込み70,953,300円、契約金額につきましては税込み30,569,000円、落札率は43.08%です。説明は以上となります。

委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。

委員会 これも1件目と同じような問題ですね。要は藁を積んで栃木県まで運搬する、ダンプの運送の契約ですが、結局どうやって7千万円という予定価格を決めたのか。ダンプの運送契約というと人件費なんかも相当、占めると思いますが、計算はどうしていますか。委託については最低価格の定めがないということですが、あまり安いと長時間労働の時間外手当とか、違法運転、違法労働に繋がりがねませんので、精査する必要があったのではないかと思う。この稲わらの積込み運搬業務はこの他にもその1、その2、その3とあって40%ぐらいの落札率になっていますが、おそらく人件費の捉え方で高くなったり安くなったりすると思います。どのように予定価格を決めたのか教えてください。

説明員 まず予定価格についてですが、こちら環境省の災害査定を受検しまして、基本的には環境省で定めが無いという事で国交省の積算基準を基に稲わらを積み込んで運搬するという積算をしております。人件費は7割近くが運搬費を占めておりまして、基本的には人件費、運送費及び運転手の人件費、積込機械、それとバックホウのオペといった内容になっております。

説明員 無理な運搬ということですが、業者選定から県を含めまして栃木県の処分業者に請け負ってもらうようになりましたが、その期間内の運ぶ量が制限されており1日1便のみの運搬になっています。

委員会 人件費というのは、当然積算され、見積りとしてでてくるのもあると思いますが、その人件費が妥当かどうかという事まで審査をされていますか。発注者側としてはそういうところも見て、労働賃金上問題がないのかという確認はできていますか。

説明員 積算しておりまして重機の手配に関しましては深型ダンプという運搬のダンプですけれども、そちらの見積を取っております。ただ見積りに関しましては運転手、油代、それと重機のリース料込みでとっております。それを現地に1回行って帰ってくる、1台いくらかという見積をとっております。

委員会 そうすると基準や金額の妥当性が分かるわけですね。それでも結構開きが出てくる。何故こんなに開くんですかね。

説明員 開きの原因といたしましては、その時の重機の手配を安くできるかというところが大きいと考えますが、自社で重機を所有しているところはリースの必要がないのでその分の経費と言いますか、低価格で応札できるのかなと考えております。

委員会 そうですね、値段に2倍くらい差があるところが出てます。そういうことですか。

委員会 この業務では応札額が高額な業者が他の同様な業務では40%ぐらいで落札しています。重機の調達時期の問題で安くなったり高くなったりするのですか。

説明員 「稲わら積込運搬業務委託(その3)」は10t級の深型ダンプで30m<sup>3</sup>積みですけれども、「稲わら積込運搬業務委託(その2)」の案件については4tダンプを名取市の処分場に往復する業務であります。落札業者に関しましては自社で4tダンプを所持しております。

委員会 運搬のような業務は外注等も可能ですか。



説明員 基本的には自社でやるという前提です。

---

---

③ 令和2年度 亶理町デマンド交通システム賃貸借業務

入札方式： 随意契約（予定価格 非公表）  
種別： 業務委託  
入札通知： 令和2年4月16日  
入札開札： 令和2年4月24日  
入札参加業者数： 3者（うち辞退業者1者）  
予定価格（税込）： 27,185,400円  
契約金額（税込）： 13,421,760円（落札率：49.37%）

---

---

委員会 3件目は「令和2年度 亶理町デマンド交通システム賃貸借業務」。それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 3件目の抽出事案の説明をさせていただきます。件名につきましては、「令和2年度 亶理町デマンド交通システム賃貸借業務」。概要につきましては長期継続契約5年リース、ハードウェア一式、ソフトウェア一式、ネットワーク機器一式、設計費、諸経費、設定、構築費用、研修費用、フレッツ光回線等工事費用一式、サービス利用料となっています。入札参加資格につきましては、亶理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品役務の提供の参加資格認定を受けていることです。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては当業種における当該事業の実績のある業者を選定しています。こちらにつきましては随意契約となりまして地方自治法施行令第167条の2第1項第6号入札に付することが不利と認められるときの規定によるものです。詳細の理由につきましては、本業務についてはデマンドタクシーを運行するうえで、必要となるデマンド交通運行管理システムを導入するものであり、運行開始後においても安定稼働が必須になることから、維持的なハード保守、ソフト保守、ネットワーク保守、業務支援等が必要となります。よって契約の履行にあたりノウハウ、業務への習熟、そのほかに実績データ取得による検証等要求される知識、性能、品質等を有することが必要な契約となります。したがって本業務においては上記3者に限定されると判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約としたい、以上が理由となっています。続いて入札参加業者数につきましては3者、入札者数につきましては2者、辞退者数につきましては1者となっています。予定価格は税込み27,185,400円、契約金額税込み13,421,760円、落札率は49.37%となっています。説明は以上となります。

委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。

委員会 こういう場合、随意契約という事ですが、指名競争入札と随意契約と違っているのはどういう事になるのか、競争させるわけですね。

事務局 亶理町の入札参加の指名基準、物品購入の別表第5条関係です。こちらに指名基準5者以上、こちらに達しなかった場合は本町については随意契約で理由を設けて見積り合わせという形で執行している形になります。

事務局 登録されている業者が5者に満たなかった。

委員会 随意契約であるにも関わらず、予定価格とだいたい契約金額が離れていますが、その予定

価格はどのように決めたのですか。

説明員      こちらの事業の予定価格の設定方法は、当初積算時の段階では、1者との随意契約を考えていたところであり、当時見積りを徴し、予定価格を設定したところです。実際構築年度に入り、1者での随意契約を予定してましたが、その他2者から提案があり、内容を聞いたところ、入札に参加可能だと判断し指名しました。

委員会      他の2者が入ってこなければ27,000,000円になっていた可能性があるかと。

説明員      可能性はあるかと考えます。

委員会      本件業務については3者しかないから随契にするという形になった。もうちょっと業者があるのかなと思う。この業務については3者に限定されるのですか、それとも他の要素をいれて限定してるのか。この業種だけでいうともうちょっとできる会社はあると思う。3者しかないっていうのも一般市民からするとそんな少ないのという疑問があると思う。

説明員      事業名からすると3者だけかと思われませんが、デマンドタクシーサービスについては、利用者の予約に応じて運行し、電話にて予約を行います。その電話と予約システムを紐づける機能を指名業者が強みとして持っており、その機能を有しているところが他事業者で少なかったこともあり事業者を限定することとなりました。

委員会      そういう情報はどこから出てくるんですか。やっぱり調べられるもの。

説明員      インターネットや、他市町村でも10市町村ほどデマンドタクシーを実施しておりますので、情報収集しながら、比較した結果となります。

委員会      分かりました。その他いかがでしょうか。  
4件目、「令和2年度 生活基盤施設耐震化等交付金 町道新丁一本松線外配水管布設工事」になります。それではまずこの件について事務局から説明をお願いします。

---

---

#### ④ 令和2年度 生活基盤施設耐震化等交付金 町道新丁一本松線外配水管布設工事

入札方式      : 条件付一般競争入札（予定価格 公表）  
種別            : 水道施設工事  
入札公告      : 令和2年8月6日  
入札開札      : 令和2年9月4日  
入札参加業者数 : 2者（うち辞退業者0者）  
予定価格（税込） : 52,514,000円  
契約金額（税込） : 52,470,000円（落札率：99.92%）

---

---

事務局      4件目の抽出事案について説明いたします。件名につきましては「令和2年度 生活基盤施設耐震化等交付金 町道新丁一本松線外配水管布設工事」となります。概要につきましては配水管布設工 DIP-GXφ150 L=82.5m、水深工小口径推進（泥土圧・高耐荷）HPφ300 L=45.0m、附帯工一式となっております。入札参加資格につきましては主な点のみ説明させていただきます。(1)平成31・32（令和元年・2年度）において亙理町建設工事入札参加資格者名簿、登録部門水道施設工事に掲載されているものであること、(5)宮城県内に本店または

支店、営業所を有する事業者であること。(6) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果で水道施設工事について総合評定値 P が 1000 点以上であること。JR 常磐線近接工事のため鉄道近接工事の工事管理者、(在) を配置できること、となっています。続いて 12 ページに移ります。入札参加業者数につきましては 2 者、入札者数につきましては 2 者、辞退者数 0、予定価格につきましては税込み 52,514,000 円、契約金額は税込み 52,470,000 円、落札率は 99.92%となっています。説明は以上です。

委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。

委員会 これは高落札率の案件ですが、入札参加業者 2 者両方とも JR の関連会社ということで、落札価格が 2 万円しか変わらないのですが、この予定価格をどのように決めたのか。何故この 2 者になったのか、JR 常磐線近接工事のため、その点が絡んでるんですかね。この 2 者にどうして限定されたのか。

説明員 予定価格ですが、国からの交付金を利用して行っている工事であり、厚生労働省所管の基準に則った積算を行っております。これによって予定価格を決めております。2 者しか来なかった理由ですが、鉄道工事に精通した業者しかできない条件が JR からあり、元々 5 者くらいしかできる業者がいなかったわけです。工期的なもの縛りもあり、タイミングで 2 者だけだったんだと思われま。

委員会 予定価格は国で作ってる積算方式を使ったってことですか。見積ではなくて。

説明員 そうです。

委員会 そうなってくると随意契約で良かったんじゃないか。

委員会 同じ意見ですね。それこそ今回のこの事例っていうのはむしろ随意契約でやらざる負えないような事案になってしまうのかなと思います。

事務局 工事について 1 千万円以上については一般競争入札を用いて入札する規則がございます。

事務局 まずは随契ではなく原則の一般競争で広く募って工事の執行を行うことになっています。

委員会 ただ、この施行令の規程っていうのが非常に抽象的で曖昧なので、先程の案件でもありましたが、例えば不利になるような場合は例外的に随意契約にできるとなっているので、実はその金額の問題はあるかもしれませんが、そういう規定が適用されるケースだとみれなくもないと思います。結局は地方自治法、それから施行令の規程っていうのは抽象的であるために、行政側の判断に任せられる部分がいんですよね。ですからその運営の仕方は、一定の基準に基づいて整理するという事が求められると思います。ですから、一定の事例については基本に従って、特殊な事例については例外を適用して随意契約で行うという、今のお話聞いてるとね、そのような感じでやっているとありますが、その例外の使い方というのも、どういう事例に使うのが適正かっていうのも難しいかもしれませんが、考えられた方がいいかなと思います。

委員会 予定価格が公表となっていますが、公表の理由はなんですか。

事務局 本町につきましては建設工事における入札については、随意契約を除いて予定価格については事前公表で入札を行っています。

委員会 その他よろしいでしょうか。最後5番目、「令和2年度 旧庁舎・保健センター解体整地工事」これについて事務局から説明をお願いします。

---

---

⑤ 令和2年度 旧庁舎・保健センター解体整地工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格 公表）  
業種：建築一式工事  
入札公告：令和2年4月23日  
入札開札：令和2年5月22日  
入札参加業者数：13者（うち辞退業者0者）  
予定価格（税込）：92,378,000円  
契約金額（税込）：78,925,000円（落札率：85.44%）

---

---

事務局 5件目の抽出事案について説明いたします。件名につきましては「令和2年度 旧庁舎・保健センター解体整地工事」、概要につきましては旧庁舎解体整地、西分庁舎・倉庫W造 A=439.80㎡、議会・監査室・倉庫外S造 A=457.60㎡、産業振興・倉庫・駐輪場CB造 A=280.00㎡、工作物・舗装版撤去処分、盛土・鋤取り・整地 A=7,023.47㎡、旧保健センター解体整地、保健センターW造 A=489.00㎡、駐輪場S造 A=5.00㎡、工作物・舗装版撤去処分、盛土・鋤取り・整地 A=841.46㎡、什器・備品撤去処分 V=70.00t、入札参加資格につきましては、主な点について、(1) 令和元年・2年度互理町建設工事入札参加資格者名簿登録部門建築一式工事に掲載されているものであること。(5) 宮城県仙台市・名取市・岩沼市・角田市・白石市・亘理町・山元町・柴田町・大河原町・村田町・川崎町・蔵王町・七ヶ宿町・丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について建設業の許可を受けている者であること。(1) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で建築一式工事について総合評定値Pが700点以上の者であることとしております。入札参加業者数につきましては13者、入札者数につきましては13者、辞退者数は0、予定価格については税込み92,378,000円、契約金額につきましては税込み78,925,000円、落札率については85.44%です。説明は以上です。

委員会 入札参加業者は13者と多かったです。失格者が7者もあるというのは、技術的な観点からするとあまり難しくなく比較的多くの会社ができると思うんですが、なぜこんなに失格者がでたのかという事について教えていただきたい。

説明員 本工事において失格者となっているのは、最低制限価格を下回った金額で応札を行った業者であります。工事内容についても容易にできる作業と思われま。

入札参加業者が積算を行った結果を基に本工事を落札したいという意思で競争の原理がはたらき入札価格を抑え最低制限価格を下回った応札となったものと考えられます。

委員会 そうすると低入札で失格と記載されていると正確でわかりやすい。ただ、業者の立場からすると、半分以上の応札が失格になって、そこまで最低制限価格が高いのかと思われるのではないのでしょうか。入札に参加してくる業者はそれなりに経験を積まれて積算してくるので、ある程度の価格についてはおおよそ予想し、入札するのに半数が最低制限価格で失格になってしまったとなると業者の立場なら納得できないのではないのでしょうか。そうすると最低制限価格の設定の仕方が妥当だったのかという事が問題になるのかと思われまますが、どのように考えますか。

事務局 最低制限価格は工事にのみ設定しています。最低制限価格の計算式が本町独自計算で設けられておりまして、それに基づいて工事の中の項目に対して計算率をかけて算出しています。令和元年10月1日に最低制限価格の改定をし、具体的に申し上げますと最低制限価格の計算率のほうを引き上げたものになっております。これにつきましては令和元年4月に国交省の低入札価格の改定がありまして、それを受けて本町で近隣市町村の動向を見ながら、比較的というかかなり低いような状況で、県からも亶理町については、是正があったわけではないんですけれども、低い状況ですよっていうお話を頂戴して、それで今回ダンプ防止とかそういった観点を考えてところ、最低制限価格の改定を行いました。

委員会 これは現状にそぐわない部分があったという事で、基準を変えたという事ですが、そのことが業者の方に周知徹底されたのかが次に問題になると思っておりますが、いかがですか。入札参加者にとってはその積算仕方が変わるってことは非常に大きな問題です。見積りとか入札するにあたって非常に重要な問題だと思うんですけれども、周知徹底っていうのは行われていますか。

事務局 こちらにつきましては、令和元年9月中に亶理町のホームページで、最低制限価格の改定という事で広く周知を図りました。

委員会 そういう場合に今ではネットで周知しているから知らない方がおかしいみたいな風潮があると思いますが、例えば、改定に関連する業務の方々を集めて、説明会を開くとか単にネット配信すればそれで終わりというのは責任を果たしたって一見そう言えそうですけれども、実は色々な事情で確認できてなかったとかっていう事も有り得るので、説明会をやるなんという事もあっていいと私は思うんですけれども、その辺についてはやっぱり事務処理上そういうのは負担になって難しいですか。

事務局 説明会については、さほど負担という事はありませんが、ただ説明会を開いても率がこのぐらい上がるっていうお話はできませんので、集めてもなかなか説明する内容がないと思いますか、今度引き上げますよって話しかできないような形にはなってくるかとは思いますが、今回失格が多いんですけど、今回13者のうち、ほとんどの町内業者が参加してきておりまして、改定のほうは令和元年度からやっていますけれども、こちらの令和2年5月に実施していますので、町内業者は引き上げてることは重々理解した上で、どのぐらいの率かかっていうのもだいたいいつもの傾向から判断はしてる中で、こういう結果だったということになります。

委員会 そうだとすると失格になったのは業者の責任というようになりますが、気になるのは13者のうち半分超える7者が失格、しかも町内だから比較的情報とかホームページを確認することも町外の人に比べたら多いはずですよ。そういう人たちが町としては一番参加して欲しい人たちだと私は思うんですけれども、そういう人たちが軒並み失格になってくっていうのは、やっぱりちょっと問題かなと。

事務局 付け加えさせていただきますと、失格になってる業者につきましては、最低制限価格を下回ったところに集中して失格になっている。

委員会 最低制限価格はいくらですか。

説明員 最低制限価格は●●●●●●●●円税抜きです。

説明員 事務局回答の補足ですが、失格している7社のうち6社が町内業者でとなっており、公

表している予定価格からの入札率が約 81～83%となっております。

委員会 別の観点からいうと、同じような価格で失格になってることは逆にどうして同じような価格で入札したのかという別の疑念とか不信感が芽生えてきますが、これまでの話を聞くと、この問題について対策とか対応、改善は難しいというようなことになりますかね。

説明員 本町では予定価格が公表されている状態で競争入札を行うので、入札業者が積算を行い利益率が多ければ利益率を下げ応札をしようと思われれます。その時、最低制限価格が何%かというところで他社との競争となると思いますので、利益率が多い工事案件であれば最低制限価格を下回って失格となるケースが多くなってしまっているのではないかと推測しています。

委員会 失格の方の読み間違えという事ですかね。あり得ないことではないと思います。ただ今回は数が多かったので余計に目立ち、どうしてという疑問が生じたわけですがけれども、そういう事であれば致し方ないと思います。その他何かございませんか。

委員会 先程のその最低制限価格見直しというのは率を上げたんですか。今回 80 何%とおっしゃいましたけども、確かに上げれば失格になる業者は増えるわけですよ。適正な工事価格というか変な工事をさせない趣旨でしょうけども、今回はちょっと失格が多かったんでちょっとどうなのかなという話にはなりますけどもね。

委員会 最低制限価格下回ると一発で失格ですか。

事務局 失格になります。

委員会 救済措置っていうのは何もない。

事務局 最低制限価格制度の場合はその価格未満の場合はその時点で失格になります。救済制度として、低入札価格調査制度があり、そちらを採用した場合には基準となる価格があり、それより低い金額で応札した場合にはヒアリングとか詳細な調査を行い、それで適正と認められる場合は応札が有効と認められる制度がありますが、亘理町は最低制限価格の制度を採用しています。

委員会 国の制度は低入札制度っていうところもありますよね。

委員会 考えられるのは一定の要件を満たした場合、救済される制度の活用だと思いますが。

事務局 以前にも相談させていただきましたが、総合評価落札方式については最低制限価格ではなく、総合的に評価をして低入札価格調査をセットで行っています。総合評価落札方式については「その他」でお話させて頂きたいと思います。

委員会 分かりました。その他にございませんでしょうか。

委員会 予定価格は何を基準となって算出したのか。

説明員 予定価格につきましては、工事の起案、工事積算書を基に算定されます。工事積算書につきましては、国土交通大臣官房官庁営繕部改修の公共建築工事積算基準によりまして、宮城県より借用した複合単価を使用し積算を行っています。

委員会 業者から見積を取る場合は基準があるのですか。

説明員 見積書を取得し、見積単価を採用する場合ですが、まずは宮城県の複合単価を採用することとなりますが、単価が無ければ刊行物の掲載単価、それも単価がない場合、見積単価を採用するという優先順位となりまして、宮城県の積算基準と同様になります。

委員会 よろしいですか。それではこれから入札監視委員会の本日の審議の結果について意見具申または勧告という場合もございますけれども、協議をしたいと思えます。

～ 委員のみで審議 ～

委員会 今日の審議をさせていただいて要望 4 点ございました。今日の審議の中でも話題になったことですが、予定価格と入札価格が乖離する場合があります。かなり大きく乖離する場合がありますのは今日の審議の中にもありました。予定価格と入札価格の乖離の問題というのは難しい側面もありながらも改善する必要があると思っておりますので、今後、事務の執行にあたってこういった点に留意して入札、それから契約の公正な執行というものを行っていただきたいということです。

第 2 点目も本日も問題になりましたけど随意契約する場合と指名競争する場合、どういう基準で振り分けていくのが果たして合理的なのか。そういうことを考えながら、一つ一つの入札、あるいは随意契約、指名競争も含めて適正に選択していただきたい、そこに意を用いていただきたいということです。先ほども言いましたように条例上は非常に裁量のある規定と言いますか、抽象的になっておりますので、その辺は事務担当者、行政側に委ねられていると思うんですけども、その辺をやはり適正に、どういう風に区別、どういう場合に随契で、どういう場合に競争入札をとったりするのがいいのかを、今後、考えていただきたいということです。

3 番目ですけれども、本日、最低制限価格がいくつか問題になりましたけれども、これについては救済策を設けることもできるわけですよ。あとは適用の範囲をどうするかということだと思う。今日あった 13 者が応札して 7 者が低入札で失格だという状態は業者にとってはかなり酷な形になっていると思われま。そういう意味では他のところである救済を用いるのかどうかということも考え合わせてですね、なんだかそういうことができないか救済するようなシステムを組み込むことができないかどうかということについて検討していただきたいということです。

それから資料 1 の最初の方で説明がありましたけれど、色々な辞退理由が載せてありましたけれど、それ自体は非常にありがたいです。我々にとっても理解するのにかなり役立っているわけですけれども、しかしながら話はそこで終わるわけではなくて、今度は辞退理由というのを見て、それを吟味して次に生かす必要があるということだと思う。そういう意味では辞退理由を把握するだけでなくさらにそれを次の入札事務、契約事務にどう反映していくのかということも常に心に留めながら業務を行っていただきたい。そういう意味では、何かが悪いとかいう話ではなくて、今後そういうことに注意しながら、より良い入札制度、あるいは契約事務のあり方というものを考えていっていただきたいということです。ですのでこれは今後の要望といった方がいいのかもしれない。

最後に 1 点。これだけはちょっと要望というわけにはいかないという問題があります。それは今回、令和元年度の下期分については抽出対象に入っていませんでしたので、この半期分、6 か月分の事業については、我々、入札監視委員会のチェックが入っていないということになります。これは大問題だと思います。結局は空白ができる。しかも、コロナ禍で忙しかったというのは、それは本当にそうだと思いますけど、その問題とこの問題はレベルの違う問題だと考えています。やっぱり我々は亘理町が行っている入札全体について事案を抽出しながら、それについて検討してより良い制度を作っていく、そういう使命を

私達は持っているわけです。その点からすると、きちっとした合理的な説明もなく、半年分空白ができるということはあってはならないことだと思います。それから条例上も原則として2回開催することとなっています。これも忙しくて手が回らなかったのかもしれませんが、残念ながらそれも理由にはなりません。やはり条例の趣旨に則して、今日最初に私が申し上げましたように、もう一度初心に帰ってですね、この条例、この監視委員会の存在する意味というのを重々に考えていただいてですね、運用に当たっていただきたいということです。これは意見の具申ではなくて、ちょっと厳しいですけども是正の勧告という形で行わせていただきたいと思います。なにか委員の方からご意見があればどうぞ。以上です。

#### (4. 次回抽出者の確認)

委員会 次第の4になります。次回抽出者の確認ということですので今回は順番でいうと私の番になります。次の回、7月予定ということですが、抽出しますのでよろしくお願いたします。

#### (5. その他)

事務局 次第の5、その他ということですが、皆様の方から何かございますでしょうか。

事務局 無ければ、今後、オンラインなど、コロナ禍の中でどのような方法がよいか、その辺は今後、委員長と相談して年2回開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

委員会 趣旨としては2回やらなかったことが問題なのではなく、半年分の審査が行われなかったところが問題なので、そこは誤解なさないように。

事務局 半年ずつという認識の中で準備していました。大変申し訳ございませんでした。

事務局から2点お知らせします。1つは総合評価落札方式の再開になります。本町では平成21年度から3件、総合評価落札方式を導入してきましたが、復旧・復興事業を優先し休止しておりました。3月議会におきまして災害防止協議会から議会に対して請願があり、町議会において総合評価落札方式の実施・再開が請願採択されると聞いています。

以前委員会でも総合評価落札方式を説明させていただきましたが、時期尚早と意見もあったと聞いています。公共工物品質確保の促進に関する法律、県内市町村の施行を含む導入状況、メリットの一つに挙げられる価格以外の要素を入れて落札することから、談合に対しても一定の効果があり、試行的に再開していきたいと考えております。総合評価落札方式は先ほどの最低制限価格と違い、低入札価格制度調査とセットで落札者を決めます。調査を実施することによりまして入札価格の適正を判断して落札者を決めるという形になりますので、研修から始め、再開をしていきたいと考えています。

二つ目が、指名競争入札における参加指名基準になります。平成29年度より工事におきましては指名業者数のほか町外業者を限定して2者指名している状況です。丸4年が経った現在、本日も辞退の話がありましたが、町外辞退の割合が7割を超えるのが現状です。指名競争入札は1,000万円以下の工事ですが、令和3年度からは町外2者を必須の条件ではなく、互理町指名競争入札参加指名基準に基づき、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図っていきたくて思っております。以上2点が令和3年度から運用を図っていきたくて思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

事務局 ただいまの件に関しまして何かご質問等はございますでしょうか。

委員会 今の話ですと本来は町外から2者入れることにはなっていないけれど、それを復旧工事等の関係もあり、入れてきた。それを従来の指名基準に戻すという理解でよろしいですか。



事務局 そのとおりです。

(6. 閉 会)

事務局 それでは第6の閉会に移りたいと思います。次回の第8回入監視札委員会は7月頃の開催を予定しております。メール等で日程を調整し、開催日を決定させていただきます。以上で第7回亘理町入札監視委員会を閉会いたします。本日は長時間ご協力いただきましてありがとうございました。

以上